

園務改善のためのICT化支援補助金交付要綱

令和3年(2021年)6月4日
北海道教育委員会教育長決定

(通則)

第1条 教育指導費(園務改善のためのICT化支援)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、文部科学省教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱及び同実施要領(平成27年5月21日付け27文科初第324号、文部科学省初等中等教育局長通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(交付目的)

第2条 この補助金は、北海道(以下「道」という。)における公立幼稚園又は幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)における園務を改善するため、ICT環境の整備を促進し、教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象は、市町村とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。ただし、国又は道の他の補助金の交付の対象となる事業については、原則として除くものとする。

(1) 幼稚園等における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務のICT化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICTの活用による教育の質の向上を図るために必要となる経費

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとする。

(算定方法)

第6条 補助金額は、次により算出した額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額と、第5条に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第5条に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助金額とする。

(2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の責務)

第7条 補助事業を行う補助事業者は幼児教育の公共性を強く認識し、幼稚園等の経営の適正化及び合理的運営を期するとともに、補助の対象となった備品等の適切な使用及び管理を行わなければならない。

(執行保留)

第8条 北海道教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、補助事業者が第2条に規定する交付目的に適合しないと認められる場合は、この補助金の執行を保留することができる。

(交付の条件)

第9条 補助事業者に対して交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、教育長又は教育局長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が、変更前の当該経費の10分の2に満たないとき。
 - イ 補助金の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (2) 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ 補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - エ その他教育条件又は管理運営並びに補助事業の実施に適正を欠く場合
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、不動産等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めている耐用年数を経過するまで、補助金の交付の目的以外のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し又は廃棄しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付申請）

第10条 この補助金の交付の申請は、交付規則第3条の規定に基づき行う告示に定めるところにより、補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号に定める様式をいう。以下「教育第〇号様式」について同じ。））に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（教育第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（教育第10号様式）
- (3) 補助金等交付申請額内訳書（別記様式）
- (4) 経費の配分調書（教育第14号様式）
- (5) 事業予算書（教育第16号様式）

（交付決定内容等の変更等）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更について、教育長の承認を受けようとするときは、補助事業等変更申請書（教育第17号様式）に前条各号に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について、教育長の承認を受けようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（教育第19号様式）を教育長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業執行遅延（不能）報告書（教育第20号様式）を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（教育第24号様式）に次の各号に掲げる書類を添付の上、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（教育第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（教育第25号様式）
- (3) 補助金等精算内訳書（別記様式）
- (4) 事業精算書（教育第27号様式）

附 則

（施行期日）（令和3年6月4日教育長決定）

この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助率
園務改善に資するICT化に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等 また、園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品（システム導入に必須の附属品、消耗品は除く）の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とするが、これらの費用については、原則として当該システムの導入に要する費用の半額以下	1 施設あたり100万円	4分の3以内

- (注1) 園務改善に資するICT化とは、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものとする。
- (注2) ICT化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資するものでなければならない。
- (注3) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること）。
- (注4) すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- (注5) 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。